

軽油引取税

について

軽油引取税は、バスやトラックなどの燃料である軽油の引き取り等に対して課せられるものです。

軽油は県内で買ひましょう！

軽油引取税は、軽油を購入した販売店の所在する県の収入になり、教育・福祉・道路整備などに使われます。

NO！不正軽油宣言

不正軽油の製造・販売・使用は、軽油引取税の脱税だけでなく、県民の健康や地域の環境に悪影響を与える悪質な犯罪行為です。

不正軽油の流通を防止するため、

「買わない」「売らない」「使わない」

不正軽油の販売や使用の防止にご協力をお願いします。

◆問い合わせ

佐倉県税事務所 軽油引取税班
☎043-483-1116

千葉家庭裁判所主催

「法の日」週間広報行事

と き 10月26日(水)

午後1時30分～3時30分

(予定)

ところ 千葉家庭裁判所本館

4階大会議室

テーマ 少年事件から中高

生の問題行動を考える！

内容 ある中学生が校

舎の窓や備品を壊した少

年事件について、家裁調

査官の行う調査を寸劇形

式でご覧いただき、中高

生の問題行動が非行へと

進展していく過程や、非

行を未然に防ぐ方策を考

えます。

※参加者からの疑問や質問

に答える時間もありません。

募集人数 50人

申込方法 電話で申込

※人数と代表者名をご連絡
ください。

その他 駐車場に限りがあ
りますので、車での来庁
はご遠慮ください。

◆申込・問い合わせ

千葉家庭裁判所総務課庶
務係

☎043(222)0165

ホームページ

<http://www.courts.go.jp/chiba/>

地域安全ニュース

～安全で安心なまちづくり旬間～

10月11日(火)～20日(木)【10日間】

《「安全で安心なまちづくり旬間」とは》

県警では、「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」の理念に基づき、県民の関心・理解を深めるため、毎年10月11日から20日までの「安全で安心なまちづくり旬間」に、自治体・防犯協会などの関係機関・団体や事業者、防犯活動に携わるボランティアの方々と協力しながら、犯罪の起こりにくいまちづくりを目指した活動を行っています。

《主な活動内容》

- ◎街頭における防犯キャンペーン
- ◎防犯ボランティアなどによる防犯パトロール
- ◎防犯教室、防犯座談会、出前防犯講話の開催
- ◎金融機関やコンビニエンスストアなどで模擬強盗訓練などを実施します。

「犯罪のない安全で安心なまちづくり」を実現するために、本運動へのご理解とご協力をお願いします。